

「定款」の一部改正について

令和7年6月26日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

令和7年4月1日に施行された金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正により、条文の項番号が変更されたことに伴い、当該変更箇所の引用箇所について所要の整備を図るため、「定款」の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

「定款」について所要の規定の整備（いわゆる「項ズレ」の修正）を行う。（第3条）

III. 施行の時期

この改正は、令和7年6月23日から施行する。

※ 本改正は、法令の改正に伴う形式的なものであり、実質的に定款の内容を変更するものではないことから、パブリック・コメント手続は実施しない。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先 : 日本証券業協会 総務部 (TEL 03-6665-6800)

「定款」の一部改正について

令和 7 年 6 月 26 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
（定 義） 第 3 条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～5 （ 現行どおり ） 6 店頭金融先物取引等 店頭金融先物取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 79 条第 5 項第 2 号に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。）又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。 7～10 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。	（定 義） 第 3 条 （ 同 左 ） 1～5 （ 省 略 ） 6 店頭金融先物取引等 店頭金融先物取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 79 条第 2 項第 2 号に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。）又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。 7～10 （ 省 略 ）